

〔注〕2003年4月から改正沿革を付記した。

改正 2003年4月1日

2010年4月1日

(趣旨)

第1条 中京大学学則第147条の規定に基づき、中京大学大学院と他の大学大学院との単位互換申し合わせに基づく聴講生（以下「特別聴講学生」という。）については、この内規の定めるところによる。

(特別聴講生の承認)

第2条 特別聴講学生として聴講を希望する者は、所属大学の大学院研究科長の承認を得た者でなければならない。

(選考料)

第3条 特別聴講学生として聴講を希望する者に対しては、選考料を免除する。

(特別聴講料)

第4条 特別聴講学生は、特別聴講料として、1単位5,000円を納入しなければならない。

(志願書類)

第5条 特別聴講学生として聴講を希望する者は、次に掲げる志願書類を提出するものとする。

- (1) 聴講願（本学所定のもの）
- (2) 所属大学大学院研究科長の聴講承認書
- (3) 身上明細書（本学所定のもの）
- (4) その他必要な書類

2 前項第3号及び第4号の書類は、その提出を省略することができる。

(履修できる単位数)

第6条 特別聴講学生が履修し得る単位数は、10単位以内とする。

(修得単位等の通知)

第7条 特別聴講学生が修得した単位及び成績は、これを特別聴講学生の所属大学の大学院研究科に通知するものとする。

附 則

1 この内規は、1991年4月1日から施行する。

2 この内規は、中京大学大学院と単位互換申し合わせを行った大学からの特別聴講学生に適用する。

附 則

この内規は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2010年4月1日から施行する。